

平成 31 年度重点取組方針

自治体	取組	取組の内容
県	野良猫対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・HP やチラシの配布，命を考える動物愛護教室など，様々な方法で「地域猫活動」の普及啓発を行うとともに，「地域猫活動に係る不妊去勢手術実施制度（無料）」を活用して，不妊去勢手術実施頭数の増加に努める。 ・飼い主不明の猫の引取り依頼者や野良猫の苦情者等に対し，地域猫活動について説明するとともに，現地調査を行うなどして地域猫活動を推進する。 ・野良猫が多く，地域猫活動の推進が難しい地域について，市町が主体として行う TNR 活動について助言を行い，野良猫の収容数削減に努める。 ・センターから直接一般の方に譲渡する動物に所有者明示のためのマイクロチップを装着することで，終生飼育の意識促進及び飼い主への返還を増やし，収容動物の削減に取り組む。
	野良犬対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・HP やチラシの配布，命を考える動物愛護教室などで，「野良犬に無責任にエサをやらない」，「飼い犬の不妊去勢手術の実施」等，「野良犬を増やさないための対策」の普及啓発に取り組む。 ・野良犬の多い市町担当課や自治会等と対策会議を行うなどして連携を強化するとともに，協議結果を踏まえた対策に取り組む。 ・市町や地域住民に対し，保護機や大型サークルを利用した保護の有効性を説明して，現在以上に利用の促進を図る。 ・野犬の多い地域等について，複数班で保護作業を行い，野良犬の数を削減に取り組む。 ・センターから直接一般の方に譲渡する動物に所有者明示のためのマイクロチップを装着することで，終生飼育の意識促進及び飼い主への返還を増やし，収容動物の削減に取り組む。
	「命を考える動物愛護教室」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・現在，保育所，幼稚園，小学校低学年を対象に行っている「ふれあい動物愛護教室」に「命を考える」内容を盛り込む。 ・学校等と連携しながら，「命を考える動物愛護教室」の更なる周知に努め，「命を考える動物愛護教室」を学校の道徳教育への導入を促進するとともに，「夏休み親子動物愛護教室」を継続する。
広島市	譲渡の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護団体と連携し，引き続き 2 か月に一度のペースで休日譲渡会を実施するとともに，民間イベント等を活用した譲渡会に積極的に参加し，個人への譲渡数を増加させる。
	動物愛護教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動を原因とする犬の飼養放棄を防止するため，民間の訓練士を活用し，飼い犬同伴による実践的な「犬のしつけ方教室」を積極的に開催する。 ・関係団体との協働により，小学校対象の「動物ふれあい教室」および中学・高校対象の「いのちの教室」の開催を推進する。
	地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・活動中の町内会を引き続き支援していく。 ・一昨年度策定した地域猫活動支援年次計画に基づき，昨年度開催した 3 区（中区、安佐北区、佐伯区）に続き，未開催区での出張説明会を行い，活動参加を促す。

自治体	取組	取組の内容
呉市	地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き自治会等に対し地域猫活動について啓発及び情報提供を積極的に行って、地域猫活動に取り組む地域を増やす。 ・域猫活動承認地区のその後の状況調査を行い、今後の支援にフィードバックする。
	動物愛護教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園・小学校低学年を対象とした「動物ふれあい教室」の開催を推進する。 ・中学生・高校生・一般を対象として、動物の命の大切さをテーマとした「いのちの教室」の開催を推進する。
	譲渡の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアと協力して市外で行われる譲渡会等を活用して個人譲渡を増やす。
福山市	同行避難の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し同行避難についてホームページ・各種講習会で周知徹底 ・各支所に同行避難について説明し、支所レベルで災害の種類によりどこに犬猫を収容するのか等の事前想定を促す。
	動物愛護思想普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園における動物愛護教室の内容を検討 ・「命の授業」を学校以外でも実施する。 ・一時預かりボランティアの更なる募集（現在 20 名）
	地域猫活動及び猫引取数削減	<ul style="list-style-type: none"> ・指定している地区（10 地区）の後追い調査及び新たな地域の検討 ・地域猫活動ボランティアと協力し、エサやり者に対し TNR・地域猫活動の指導

広島県新動物愛護センター移転整備に係る PPP/PFI 導入詳細検討業務委託仕様書

1 業務の名称

広島県新動物愛護センター移転整備に係る PPP/PFI 導入詳細検討業務(以下、「本業務」という。)

2 業務の目的

本業務は、広島県(以下、「委託者」という。)が、広島県三原市本郷町に新たに動物愛護センターを整備するに当たって検討する PPP/PFI 導入の詳細検討の実施に当たって、技術、法務、財務等専門知識に基づく調査を委託し、導入の判断の一助とすることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 8 月 31 日まで

なお、業務を受託した者(以下、「受託者」という。)が提出した成果物及び完了報告書が、委託者が行う完了検査に合格した場合、本契約は契約満了日を待たず終了するものとする。この場合、委託料は、委託者から受託者へ満額を支払う。

4 施設整備の概要

(1) 施設概要(付帯施設を除く)

施設		面積
屋内	本館	1,624 m ²
屋外	運動場	400 m ²
	動物ふれあい広場	1,000 m ²
	駐車場	2,500 m ²
合計		5,524 m ²

(2) 付帯施設

新センターを人が集まる魅力的な施設とするため、4(1)に加えて、敷地内に付帯施設を整備することを検討する。付帯施設の整備・運営は、民間事業者が実施するものとする。

【付帯施設の例】

ペット用品売場、ドッグラン、カフェ、ペットホテル など

(3) 整備場所及び敷地面積

三原市本郷町上北方字用倉山 11352 番(県有地。土地造成が必要)
13,458 m²

(4) 土地造成

敷地全体（13,458 m²）を造成対象とする。

(5) 新センターが所掌する業務

県内全域（広島市，呉市，及び福山市を除く。）を管轄し，「狂犬病予防法」，「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく各種業務を実施する。

- ・動物愛護思想の普及啓発に関すること。
- ・動物の飼育相談に関すること。
- ・人畜共通感染症の調査研究に関すること。
- ・犬・猫の譲渡に関すること。
- ・動物による咬傷事故調査及び不良飼育者の指導に関すること。
- ・犬の抑留に関すること。
- ・犬及び猫の引取りに関すること。
- ・負傷疾病動物等の収容措置に関すること。
- ・特定動物の飼養許可に関すること。
- ・動物取扱業の登録及び届出・指導に関すること。
- ・その他，動物の愛護管理及び狂犬病予防に関すること。

(6) 整備運営方針

施設運営（譲渡施設の運営，施設の維持管理等）を含めて，土地造成（設計，工事）と建築工事（設計，工事）の一式について，PPP/PFI の導入を検討する。

5 業務の内容

前項（4 施設整備の概要）に基づき，以下により PPP/PFI の導入可能性を調査する。

(1) 前提条件の整理

本事業を PPP/PFI として実施することの的確性を委託者が判断するために，以下の整理及び資料の収集，分析を行う。

- ・これまでの検討の整理
- ・事業計画の整理（計画施設の確認及び建設地の周辺環境・敷地の現状確認）
- ・関係法令，諸規制等の調整事項の整理
- ・補助制度の整理（適用可能な補助金，交付金，税制優遇等の支援措置）
- ・PPP/PFI の事例収集

(2) PPP/PFI スキームの検討

- ・事業範囲の検討
- ・事業形態，事業方式，事業期間等の検討
- ・官民のリスク分担の検討

(3) VFMの検討

- ・従来方式と PPP/PFI 方式のライフサイクルコスト比較，サービス比較等

(4) 事業者意向調査

- ・民間事業者の参画意向調査，事業スキームに対する意見聴取等

(5) PPP/PFI 導入可能性評価及び取りまとめ

- ・ PPP/PFI 方式の導入可能性評価（従来方式との比較）
 - ・ 評価資料の取りまとめ
 - ・ 課題の整理
 - ・ 事業スケジュールの検討
- (6) PPP/PFI 評価委員会等への対応
- ・ 委託者が行う PPP/PFI 評価委員会等資料の作成補助
 - ・ 委員会に出席し、PPP/PFI 導入可能性評価の説明補助

6 成果品の提出

受託者は、委託期間終了までに報告書（A4 版左綴じ、製本）20 部、報告書概要版（A4 版左綴じ、簡易製本）20 部及び電子媒体に記録された報告書・報告書概要版各 1 部を提出すること。

7 完了報告及び検査

受託者は、本業務を完了したときは、平成 31 年 8 月 31 日までに、6 の成果物及び完了報告書を委託者に提出し、委託者の検査を受けるものとする。

8 委託料の支払い

業務完了後の一括払いとし、請求に基づき支払うものとする。

9 著作権

- (1) 成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、成果物を引き渡したときに全て委託者に帰属する。
- (2) 委託者は、受託者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは利用させることができる。
- (3) 受託者は、成果物の用途上、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しない。
- (4) 受託者は、委託者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

10 守秘事項等

- (1) 受託者は、本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用し、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務に従事する者及び本業務を再委託する場合の再委託先並びにそれらの使用人（以下、「従事者等」という。）に対して、(1) 及び (2) の規定を遵守させなければならない。なお、受託者は委託者の承認を受けずに再委託をしてはならない。

(4) 委託者は、受託者が(1)から(3)までの規定に違反し、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(5) (1)から(4)までの規定は、委託期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

11 個人情報の保護

(1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」(以下、「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

12 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

13 裁判管轄

本業務に係る訴訟の提起及び調停の申立てについては、広島県広島市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権の権利に関する訴えについては、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第6条に定めるとおりとする。

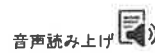
14 その他

(1) 受託者は、業務の詳細および当該業務の範囲について委託者と連絡を密にし、委託期間を通じて5回程度の打ち合わせを県庁舎で行うこととする。

(2) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議して決定する。



[サイトマップ](#) [ヘルプ](#)



音声読み上げ サイト内検索

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [議案情報](#) > [第198回国会 議案の一覧](#) >
 衆法 第198回国会 14 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案

議案審議経過情報

(注)下記の表で内容がない箇所は、現時点で情報が未定のもの、もしくは情報がないことが確定したものです。

議案名「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案」の審議経過情報

項目	内容
議案種類	衆法
議案提出回次	198
議案番号	14
議案件名	動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案
議案提出者	環境委員長
衆議院予備審査議案受理年月日	
衆議院予備付託年月日／衆議院予備付託委員会	／
衆議院議案受理年月日	令和元年 5月31日
衆議院付託年月日／衆議院付託委員会	／ 審査省略
衆議院審査終了年月日／衆議院審査結果	／
衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果	令和元年 6月 6日 / 可決
衆議院審議時党派態度	全会一致
衆議院審議時賛成会派	自由民主党; 立憲民主党; 無所属フォーラム; 国民民主党; 無所属クラブ; 公明党; 日本共産党; 日本維新の会; 社会保障を立て直す国民会議; 社会民主党; 市民連合; 希望の党; 未来日本
衆議院審議時反対会派	
参議院予備審査議案受理年月日	令和元年 6月 3日
参議院予備付託年月日／参議院予備付託委員会	／
参議院議案受理年月日	令和元年 6月 6日
参議院付託年月日／参議院付託委員会	令和元年 6月10日 / 環境
参議院審査終了年月日／参議院審査結果	令和元年 6月11日 / 可決
参議院審議終了年月日／参議院審議結果	令和元年 6月12日 / 可決
公布年月日／法律番号	／

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話(代表)03-3581-5111

案内図

Copyright © 2014 Shugiin All Rights Reserved.

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

本法案提出の背景

・2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定
 特に以下については必要な検討を行うことを規定

- ① 幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制）
- ② マイクロチップの装着の義務づけ



動物取扱業のさらなる適正化
 動物の不適切な取扱いへの対応の強化

本法案の主な内容

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ① 登録拒否事由の追加
- ② 環境省令で定める遵守基準を具体的に明示
 遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③ 犬・猫の販売場所を事業所に限定
- ④ 出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限

3. 動物の適正飼養のための規制の強化

- ① 適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ② 都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③ 特定動物（危険動物）に関する規制の強化
 - ・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物同士の交雑種を規制対象に追加
- ④ 動物虐待に対する罰則の引き上げ
 殺傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円
 虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円

4. 都道府県等の措置等の拡充

- ① 動物愛護管理センターの業務を規定
- ② 動物愛護管理担当職員の位置付けの明確化
- ③ 所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合等を規定

5. マイクロチップの装着等

- ① 犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
- ② 登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

6. その他

- ① 保健所等における殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ② 獣医師による虐待の通報の義務化
- ③ 関係機関の連携の強化
- ④ 施行後5年を目的に必要措置を講ずる検討条項



[サイトマップ](#) [ヘルプ](#)

音声読み上げ

サイト内検索

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [議案情報](#) > [第198回国会 議案の一覧](#) > 衆法 第198回国会 18 愛玩動物看護師法案

議案審議経過情報

(注) 下記の表で内容がない箇所は、現時点で情報が未定のもの、もしくは情報がないことが確定したものです。

議案名「愛玩動物看護師法案」の審議経過情報

項目	内容
議案種類	衆法
議案提出回次	198
議案番号	18
議案件名	愛玩動物看護師法案
議案提出者	環境委員長
衆議院予備審査議案受理年月日	
衆議院予備付託年月日／衆議院予備付託委員会	／
衆議院議案受理年月日	令和元年 6月 7日
衆議院付託年月日／衆議院付託委員会	／ 審査省略
衆議院審査終了年月日／衆議院審査結果	／
衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果	令和元年 6月13日 / 可決
衆議院審議時党派態度	全会一致
衆議院審議時賛成会派	自由民主党; 立憲民主党・無所属フォーラム; 国民民主党・無所属クラブ; 公明党; 日本共産党; 日本維新の会; 社会保障を立て直す国民会議; 社会民主党・市民連合; 希望の党; 未来日本
衆議院審議時反対会派	
参議院予備審査議案受理年月日	令和元年 6月10日
参議院予備付託年月日／参議院予備付託委員会	／
参議院議案受理年月日	令和元年 6月13日
参議院付託年月日／参議院付託委員会	／
参議院審査終了年月日／参議院審査結果	／
参議院審議終了年月日／参議院審議結果	／
公布年月日／法律番号	／

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1
電話(代表)03-3581-5111
案内図

Copyright © 2014 Shugiin All Rights Reserved.

愛玩動物看護師法案の概要

本法案提出の背景

- ・獣医療の内容の高度化、多様化→診療現場でのチーム獣医療に果たす役割への期待
- ・犬・猫の飼養頭数は、15歳未満人口を上回る約2000万頭→飼い主による健康管理やしつけの重要性
- ・動物を介在した福祉、教育等の諸活動への期待

愛玩動物に関する

- ・獣医療の普及・向上
- ・適正な飼養

民間の統一資格保有者：約2万人

本法案の主な内容

愛玩動物*の看護等の業務に従事する者の資質向上・業務の適正を図るため、愛玩動物看護師の資格を定める
* 愛玩動物：獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物

愛玩動物看護師の業務

- ・獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助
(獣医師法第17条の規定にかかわらず実施可能)
- ・愛玩動物の世話その他の看護
- ・愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援

- ・愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称の使用制限

愛玩動物看護師の免許

- ・愛玩動物看護師国家試験に合格
- ・主務大臣の免許
- ・主務大臣は、登録機関及び試験機関を指定できる
- ・知識の修得等の受験資格を規定

主務大臣：農林水産大臣及び環境大臣